

魚沼民商だより

一括で税金が払いきれないと、
い時は猶予制度を活用し
よう、「猶予の申請」学習
会を開きました！

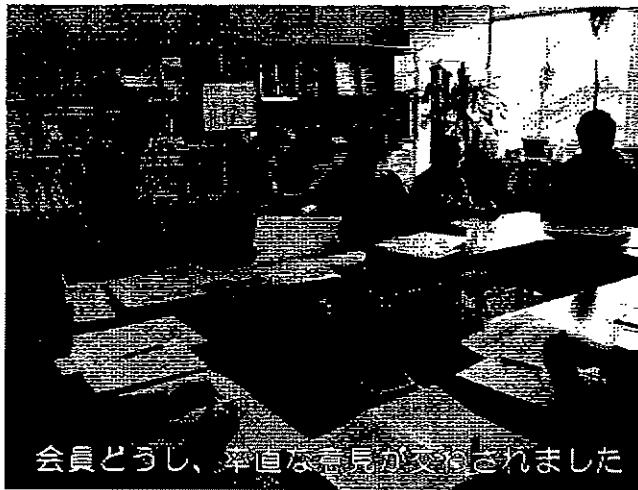
春の運動（3月末）も、いよいよ最終局面を迎えています。

「共済金請求の時には、確かにね
言葉をいただき、早く対応をして
いただいてありがとうございました」
（大田町）

3月22日、民商事務所において、一括では払いきれない消費税・所得税について、申請型「換算の猶予」を学び会いました。この日13人が参集しました。

を行ひ、その後事務局員から「制度のありあし」「財産収支状況書」「換価の猶予申請書」(書き方)の説明を受け、参加者から色々な質問が飛び交いました。「申請書の提出期限はいつまでですか?」「財産収支状況書の書き方で、事業の収入と支出、そして事業以外の収入と生活費をどう記載するの?」等、きめ細かい内容が話しあされました。また「店舗の返済だけでなく、住宅ローンの借入れもあるから、税金を一括では納められないことがよくわかる」とことも話しあされました。

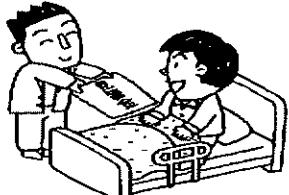
最後に、今月中に提出書類を完成させ、4月上旬頃に提出するところを確認しました。（※猶予の申請書の提出について、税務署と連絡を取り合ひ、参加者へ連絡致します）



会員どうし、率直な意見が交換されました

民商共済会の仲間に

加わりましょう！



「入院費の足しに成りました。有り難うございました」

(小出)

「思いつかず共済金をいただきありがとうございました。手続きなどスムーズでありがとうございました。これも支部の役員やの方のいに四方と感謝しています」

塙沢の3支局の活動となりてます。皆さんのせわりには困っていない業者はいません。皆さんから、ぜひ商工新聞を創めてください。そして業者を民商に紹介してください。

3月30日に、塙沢は中沢支部長（副会長）を先頭に、組織建設の前進を図り、支部拡大統一行動を計画致しました。また会場から「申告終了」したので、今のへり記帳を済ませたい」の声から、早速4月20日に記帳をやることに部主催の「経営交流会」を開催するようになりました。

今年の一春の運動もいよいよ今週いっぱいとなりました。いまの拡大運動の到達は、小千谷・六日町・塙尺の3支部の

あなたも「助け合い」民商共済会の輪のなかへ入りませんか。

①、無条件で加入できます。民商会員とその配偶者は年齢、入院・通院中でも無条件で加入できます。従業員・同居家族も加入できます。

②、仲間が増えれば制度が発展します。免責期間が6カ月です。

入院給付日数は連續3日以上の入院日数で、入院給付額が1日3

4・8憲法集会のチケット
ト(500円)あります

4月8日、池田香代子さん（翻訳家）を迎えて、新潟県民会館（大ホール）に於いて、第8回立憲主義と憲法9条をまもる新潟県民の集い「いかがそう憲法まもりの会」が開催されます。

医商にチケットを置いてあるま
す。希望の方は医商事務所に申し
込んで下さい。

ウラ面せじ見くたさい！

法律相談のお知らせ
日 時 4月 13日(木)
会 場 民商事務所
弁護士 加賀谷 達郎 先生
(新潟合同法律事務所)
相談料 3,000円
※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。